

広島県中小企業支援資金貸付規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十八号

広島県中小企業支援資金貸付規則等の一部を改正する規則

(広島県中小企業支援資金貸付規則の一部改正)

第一条 広島県中小企業支援資金貸付規則(昭和三十三年広島県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(貸付条件) 第五条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 利率 年〇・八〇パーセント(金融機関(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項に規定する金融機関をいう。))による貸付金に係る債務の保証(以下「金融機関保証」という。)の提供が行われる場合は、年〇・二〇パーセント)。</p> <p>ただし、別表第三に掲げる要件に該当する場合は無利子とする。</p> <p>五 (略)</p> <p>2―5 (略)</p>		<p>(貸付条件) 第五条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 利率 年〇・六〇パーセント(金融機関(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項に規定する金融機関をいう。))による貸付金に係る債務の保証(以下「金融機関保証」という。)の提供が行われる場合は、年〇・一五パーセント)。</p> <p>ただし、別表第三に掲げる要件に該当する場合は無利子とする。</p> <p>五 (略)</p> <p>2―5 (略)</p>	
<p>別表第三 (第五条関係) (略)</p> <p>二十二 別表第一の三の項、五の項、九の項又は十の項に掲げる事業のうち、地域商店街活性化法第五十条第三項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づき実施するものに係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの</p>		<p>別表第三 (第五条関係) (略)</p> <p>二十一 別表第一の三の項、五の項、九の項又は十の項に掲げる事業のうち、地域商店街活性化法第四十条第一項の認定を受けた商店街活性化事業計画に基づき実施するものに係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの</p>	

第二条 広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>別表第二 (第五条関係)</p> <p>番号 貸付対象事業</p> <p>(略)</p> <p>二の二 総合効率化計画認定グループ事業</p>			<p>別表第二 (第五条関係)</p> <p>番号 貸付対象事業</p> <p>(略)</p> <p>二の二 総合効率化計画認定グループ事業</p>		
<p>貸付対象者</p> <p>(略)</p> <p>物資の流通の効率化に関する法律(平成十七年法律第八十五号。以下「</p>			<p>貸付対象者</p> <p>(略)</p> <p>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八</p>		
<p>貸付割合</p> <p>(略)</p>			<p>貸付割合</p> <p>(略)</p>		

(略)	(略)	物資流通効率化法 「という。」(第四 条第十七号に規定 する中小企業者で あつて、次に掲げ るもの	(略)
(略)	(略)	一一三 (略)	(略)

別表第三 (第五条関係)

(略)	(略)	十二 別表第二の二の二の項、三の項、五の項(特定 中小企業団体の行う事業に限る。)、八の項、 九の項又は十の項に掲げる事業のうち、 <u>物資流 通効率化法</u> 第七条第二項に規定する認定総合効 率化計画に基づき実施するものに係る資金の貸 付けであつて、知事が別に定めるもの	(略)
-----	-----	--	-----

(略)	(略)	十五号。以下「流 通業務総合効率化 法」という。)(第 二条第十七号に規 定する中小企業者 であつて、次に掲 げるもの	(略)
(略)	(略)	一一三 (略)	(略)

別表第三 (第五条関係)

(略)	(略)	十二 別表第二の二の二の項、三の項、五の項(特定 中小企業団体の行う事業に限る。)、八の項、 九の項又は十の項に掲げる事業のうち、 <u>流通業 務総合効率化法</u> 第五条第二項に規定する認定総 合効率化計画に基づき実施するものに係る資金 の貸付けであつて、知事が別に定めるもの	(略)
-----	-----	--	-----

(広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則の一部改正)

第三条 広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則(令和三年広島県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
附則	改正後	附則	改正前
1 (略) (経過措置)	1 (略) (経過措置)	1 (略) (経過措置)	1 (略) (経過措置)
2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)
3 この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、この規則による改正後の広島県中小企業支援資金貸付規則(以下「新規則」という。)(第八条の規定による金融機関保証の提供が行われる貸付金(保証人を立てなければならぬ場合を除く。)(に係る新規則別表第二の五の項から十四の項までに掲げる貸付割合の欄の規定の適用については、これらの規定中「一〇〇分の八〇以内」とあるのは「一〇〇分の九〇以内」とする。	3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、この規則による改正後の広島県中小企業支援資金貸付規則(以下「新規則」という。)(第八条の規定による金融機関保証の提供が行われる貸付金(保証人を立てなければならぬ場合を除く。)(に係る新規則別表第二の五の項から十四の項までに掲げる貸付割合の欄の規定の適用については、これらの規定中「一〇〇分の八〇以内」とあるのは「一〇〇分の九〇以内」とする。	3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、この規則による改正後の広島県中小企業支援資金貸付規則(以下「新規則」という。)(第八条の規定による金融機関保証の提供が行われる貸付金(保証人を立てなければならぬ場合を除く。)(に係る新規則別表第二の五の項から十四の項までに掲げる貸付割合の欄の規定の適用については、これらの規定中「一〇〇分の八〇以内」とあるのは「一〇〇分の九〇以内」とする。	3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、この規則による改正後の広島県中小企業支援資金貸付規則(以下「新規則」という。)(第八条の規定による金融機関保証の提供が行われる貸付金(保証人を立てなければならぬ場合を除く。)(に係る新規則別表第二の五の項から十四の項までに掲げる貸付割合の欄の規定の適用については、これらの規定中「一〇〇分の八〇以内」とあるのは「一〇〇分の九〇以内」とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(令和六年法律第二十三号)附則第一条本文に規定する政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の広島県中小企業支援資金貸付規則により貸付けの決定を受けた貸付金については、なお従前の例による。